医療機関(慢性期、精神科)に従事する職員・入院患者向け 令和5年度エッセンシャルワーカー定期PCR検査案内 (新型コロナウイルス感染症PCR強化事業)

1 概要

- ▶ 県内において新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、感染拡大 の防止に努めるとともに、社会経済活動を維持・継続していく必要が あります。
- ▶ 過去に、医療機関での感染発生や、発生した場合に大きなクラスターとなってしまう事例が見られています。
- ➤ そのため、医療機関での感染発生・拡大を未然に防ぎ、職員の皆さまが安心して従事し、又患者さまに安心して入院していただけるよう、職員及び入院患者の皆さまを対象として定期的な PCR 検査を実施します。

2 対象者

県内の<u>慢性期病床及び精神科病床を有する医療機関に従事する職員</u> 及び入院患者が対象となります。

3 検査内容

下記を目安として検査を実施することを想定していますが、今後の流行状況や検査希望状況によって、期間や回数を変更する場合があります。

(1) 期間

令和5年6月から令和5年7月までの期間

- (2) 回数
 - 一人当たり2~3週に1回程度(最大4回まで)
- (3) 検査時期

検体を提出するタイミングについて、ご希望に沿うことはできません。(原則、平日に検査日を指定いたします。)

検査を順次実施するため、県において、施設毎に検査実施のタイミングを指定し、事前に実施時期をお知らせします。

(4) 費用

検査費用は県が負担します。

4 検査方法

(1) 事前申請

- ▶ 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。申請方法は下記5を参照してください。
- ※検査職員リストを準備していただく必要があります。検体提出時に、検体容器に添付するラベル番号と、職員の紐づけを施設等において行っていただきます。
- ※検査結果の連絡は、医療機関責任者に対して行いますので、職員・入院患者の結果を県・医療機関責任者において共有することについて、受検する職員・入院患者の皆さまに予め同意いただく必要があります。(別添同意書を参照)

(2) 検体採取容器の配布

- ▶ 検体採取容器(唾液採取用、鼻咽頭ぬぐい液用)を配布いたします。
- ▶ 配布の方法は、各医療機関または県が指定する場所へ送付します。
- ※配布方法は、検査機関と調整の上、後日連絡いたします。

(3) 検体の採取

- ▶ 各医療機関において、職員の検体は各自で唾液を採取していただきます。
- ▶ 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了する容易な方法です。
- ▶ 検体採取容器は封をして、2重の袋に入れて、安全な状態にします。(採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。)
- ▶ 自己採取できない入院患者の検体は、医療従事者による鼻咽 頭ぬぐい液で採取することもできます。

(4) 検体の回収

- ▶ 全職員・入院患者分の検体をまとめて提出していただきます。
- ▶ 回収の方法は、原則配送業者が医療機関から直接回収します。 一部市町村は、医療機関が検査機関へ郵送します。

※回収方法は、検査機関等と調整の上、後日連絡いたします。

(5) 結果の通知

- ▶ 検査結果は、後日(目安:1~2日後)お知らせします。
- ▶ 結果通知は、検査機関からメールにて連絡いたします。

5 申請方法

(1) 申請期間

令和5年6月末まで

- (2) 申請方法
 - メールにて申請を行ってください。

県新型コロナウイルス感染症特設サイトから様式をダウンロードし、 下記アドレスへ提出してください。

「県トップページ」>

注目情報「新型コロナウイルス感染症特設サイト」>

3. 検査・受診を希望される方へ>

検査関係(エッセンシャルワーカー検査等)>

>慢性期及び精神科医療機関職員等向け定期 PCR について

https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/iryokikanpcr.html

送信先: pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

6 問い合わせ先

検査事業について

・沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

検査支援班 TEL: 098-894-5122 pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

7 その他

- (1) 施設等での感染は、検査のみで防げるものではありません。基本 的な感染防止対策や、日常的な健康管理等が最も重要ですので、 取組みの徹底をお願いいたします。
- (2) 本事業での検査実施は、今後の流行状況や検査資源のひっ迫状況により、実施内容を変更する場合があります。